

富山県建設産業団体連合会会長 殿

富山県土木部建設技術企画課長

総合評価方式の『標準型』・『簡易型A』における  
配置予定技術者の兼務の可否の事前確認について

総合評価方式の『標準型』・『簡易型A』の入札方式により契約を行う工事（以下、「発注工事」）については、「配置予定技術者の能力」を評価するため、入札前に配置予定の主任技術者（以下、「配置予定技術者」）を技術資料に明示する必要があり、開札日から落札者を決定するまでの間に、配置予定技術者の専任制の確認を行うこととしています。

一方、「建設工事の現場代理人の常駐及び技術者の専任に係る取扱いについて（平成 2 5 年 2 月 2 5 日付け、建技第 5 6 号）」のとおり、平成 2 5 年 2 月 2 5 日以降に申し出のあった工事から、主任技術者の専任要件を緩和したところであり、今後、現在施工中の工事（以下、「現工事」）で配置している主任技術者の兼務を見込んで、発注工事の入札に参加してることが想定されますが、兼務の要件を満たさず、現工事で配置している主任技術者との兼務を承認できない場合も考えられます。

このような場合においても、開札後における配置予定技術者の変更は認められないことから、発注工事の入札に際し、入札参加者は、現工事で配置している主任技術者の兼務の可否について、下記により事前に確認を受けることができることとします。

記

1. 事前確認を行うことができる工事案件

総合評価方式の『標準型』又は『簡易型A』（工事案件ごとに、別添「配置予定技術者の兼務の可否の事前確認について」を入札情報サービスの入札公告情報（詳細）に掲載します）

2. 提出資料

別添「主任技術者兼務工事事前確認申出書」（及び申出書に係る添付資料）を提出して下さい。

### 3. 資料の提出期間

発注工事の入札公告で定める「公告のうち総合評価方式に関する事項に関する質問等」の提出期間と同じとします。(入札公告の公告・個別事項の「4 入札手続き及び日程」を確認して下さい)

### 4. その他

- ・ 別添「主任技術者兼務工事事前確認回答書」により回答します。
- ・ 申し出にあたっては、現工事の発注機関に対し、あらかじめ主任技術者の兼務の承認を得て下さい。(現工事の発注機関から兼務の承認が得られていない場合、入札参加申請期限日までに回答ができないことがあります)
- ・ 事前確認を行った者が発注工事の受注者となった場合においては、契約後に改めて「主任技術者兼務工事申出書」による申し出が必要となります。

※本制度の詳しい内容については、富山県土木部建設技術企画課のホームページをご覧ください。

総合評価方式： [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1510/kj00004301.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1510/kj00004301.html)

主任技術者の専任要件の緩和： [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1510/kj00012805.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1510/kj00012805.html)

(事務担当)

企画調整係 TEL：076-444-3138

技術指導係 TEL：076-444-3298

## 配置予定技術者の兼務の可否の事前確認について

工事ごとに型式を選択する

今回発注する工事（以下、「発注工事」）は、総合評価方式の『標準型』（または『簡易型 A』）により入札を行うものであり、入札の参加にあたっては、あらかじめ提出する技術資料に配置予定の主任技術者を明示する必要があります。

「建設工事の現場代理人の常駐及び技術者の専任に係る取扱いについて（平成25年2月25日付け、建技第56号）」のとおり、平成25年2月25日以降に申出のあった工事から、主任技術者の専任要件を緩和したところですが、発注工事の入札に際し、現在施工中の工事（以下、「現工事」）で配置している主任技術者の兼務の可否について、事前に確認することを希望する場合は、下記により確認を受けることができます。

### 記

#### 1. 提出資料

別添「主任技術者兼務工事事前確認申出書」（及び申出書に係る添付資料）を提出して下さい。

#### 2. 資料の提出期間

発注工事の入札公告で定める“公告のうち総合評価方式に関する事項に関する質問等”の提出期間と同じ期間とします。（公告・個別事項の「4 入札手続き及び日程」を参照）

#### 3. 提出方法

持参又は郵送により提出して下さい。なお、提出場所は、入札・個別事項の「5 その他」に記載のとおりとします。

#### 4. その他

- ・ 別添「主任技術者兼務工事事前確認回答書」により回答します。
- ・ 申し出にあたっては、現工事の発注機関に対し、あらかじめ主任技術者の兼務の承認を得て下さい。（現工事の発注機関から兼務の承認が得られていない場合、入札参加申請期限日までに回答ができないことがあります）
- ・ 事前確認を行った者が発注工事の受注者となった場合においては、契約後に改めて「主任技術者兼務工事申出書」による申し出が必要となります。

※本制度の詳しい内容については、富山県土木部建設技術企画課のホームページをご覧ください。

総合評価方式：[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1510/kj00004301.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1510/kj00004301.html)

主任技術者の専任要件の緩和：[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1510/kj00012805.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1510/kj00012805.html)

年 月 日

富山県知事

殿

申請者

住 所

氏 名

印

## 主任技術者兼務工事事前確認申出書

下記の工事にて専任を要する主任技術者を兼務配置したいので、事前確認を申出ます。

なお、主任技術者の工事現場における工程管理、品質管理、その他技術上の管理等に支障をきたすことはしません。

記

現工事（現在施工中の工事）

|              |       |       |       |
|--------------|-------|-------|-------|
| 発注所属         |       | 監督員名  |       |
| 工事番号         |       |       |       |
| 工事名          |       |       |       |
| 工事場所         | 地内    |       |       |
| 契約金額         | 円     | 契約年月日 | 年 月 日 |
| 工期           | 年 月 日 | ～     | 年 月 日 |
| 届出済の主任技術者の氏名 |       |       |       |

主任技術者を現工事と兼務させたい工事（今回発注する工事）

|      |    |
|------|----|
| 発注所属 |    |
| 工事番号 |    |
| 工事名  |    |
| 工事場所 | 地内 |

※地図等を使用し、現工事と兼務させたい工事箇所を記載した図面を添付すること。

併せて、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であることを図面に記載すること。

年 月 日

住 所  
氏 名 殿

富山県知事 印

## 主任技術者兼務工事事前確認回答書

年 月 日付で申出のあった下記工事については、主任技術者の兼務を承認  
{ します。 }  
{ しません。 }

ただし、承認には下の条件を付します。

### 記

#### 現工事

| 工 事 名 |  |
|-------|--|
|-------|--|

#### 現工事と兼務する工事

| 工 事 名 |  |
|-------|--|
|-------|--|

#### <条件>

- 主任技術者の工事現場における工程管理、品質管理、その他技術上の管理等に支障をきたさないこと。
- 事前確認を行った者が発注工事の受注者となった場合においては、契約後に改めて「主任技術者兼務工事申出書」による申し出をすること。

#### 承認しない理由